

第4次那霸市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和2年3月

那 霸 市

用語の定義

本書において使用する用語の定義は下表のとおりです。

用語	解説
生活系ごみ	一般家庭の日常生活から生じたごみや地域の清掃活動によって出されたごみ
事業系ごみ	事業所、飲食店及び工場等の事業活動や従業員の生活活動（弁当がら等）によって排出されたごみ（産業廃棄物に該当する物は除く。）
ごみ総排出量	市域で排出されたごみの総量
ごみ排出量	ごみ総排出量から資源化物量を除いた数量
総資源化量	搬入されたごみから回収した資源化物の量
リサイクル率	$\text{総資源化量} \div \text{ごみ総排出量} \times 100$
合併処理浄化槽	トイレの汚水や台所及び風呂などの排水を一緒に処理する浄化槽
単独処理浄化槽	トイレの汚水のみを処理する浄化槽 浄化槽法により 2001(平成 13)年 4 月以降、新たな設置は原則禁止となっている。

計画策定の主旨

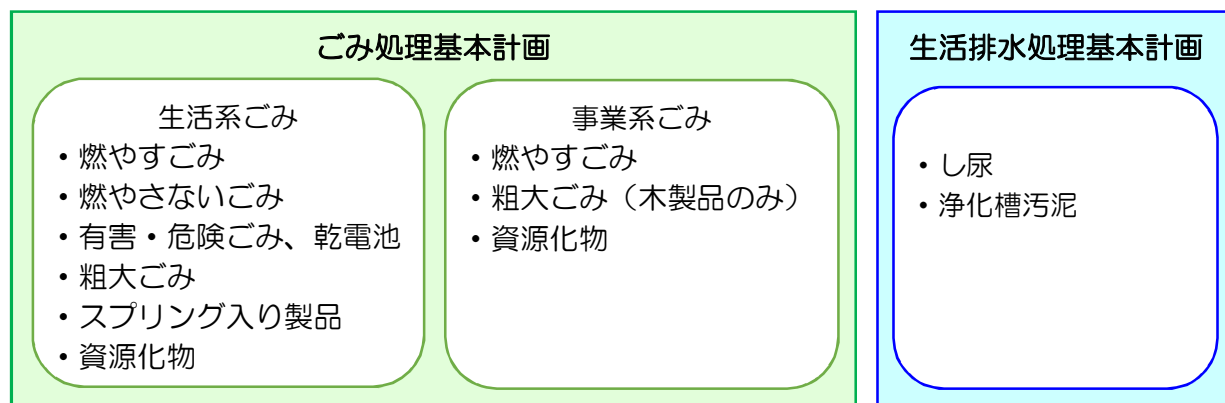
一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、一般廃棄物（ごみ及びし尿）処理の現状、地域特性、今後の社会・経済情勢等を考慮し、中長期的な観点から一般廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分に至るまで計画的な処理を図るために策定することとなっており、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されます。

一般廃棄物を取り巻く国や県の動向を踏まえ、上位計画の「第5次那覇市総合計画」及び「第2次那覇市環境基本計画」との整合性を図り、「第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

ごみ処理基本計画は、4つの行動理念（4R）を基調として市民や事業者の意識啓発を図り、省エネルギーが実現され資源が循環するまちづくりを実現するため、ごみ処理施策における基本方針を示し、ごみの適正処理の推進及び資源化の促進に向けた具体的な処理計画等を定めます。

生活排水処理基本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って生活排水処理対策を行うため、生活排水処理に係る基本方針を定めるとともに、計画処理区域内の生活排水の具体的な処理計画等を定めます。

計画対象廃棄物



計画対象区域

本計画の対象区域は、米軍基地を除く、那覇市全域とします。

計画期間

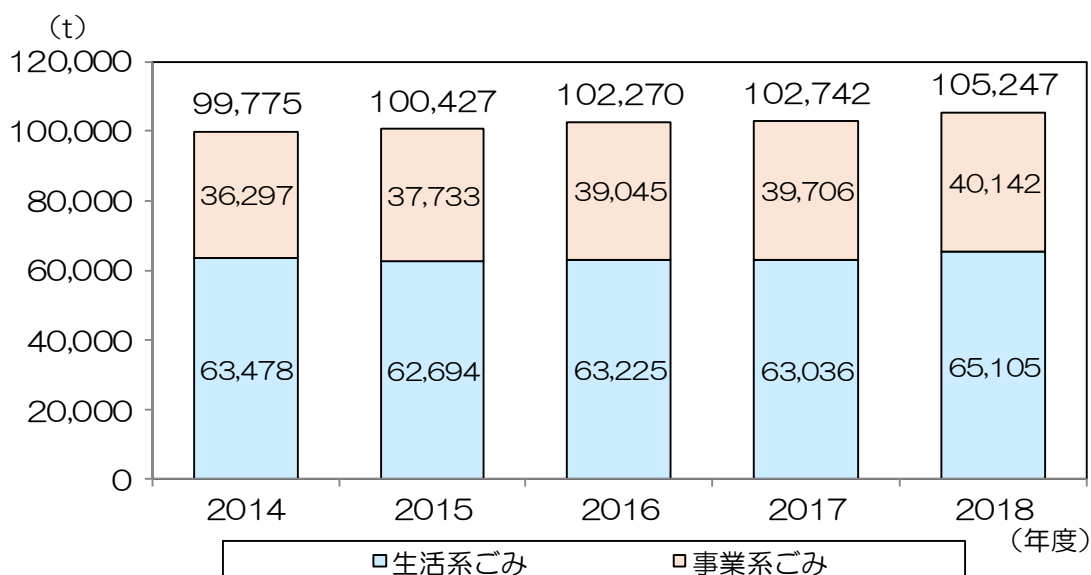
本計画の計画期間は、2020(令和2)年度から2027(令和9)年度までとします。

ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状

● ごみ総排出量の推移

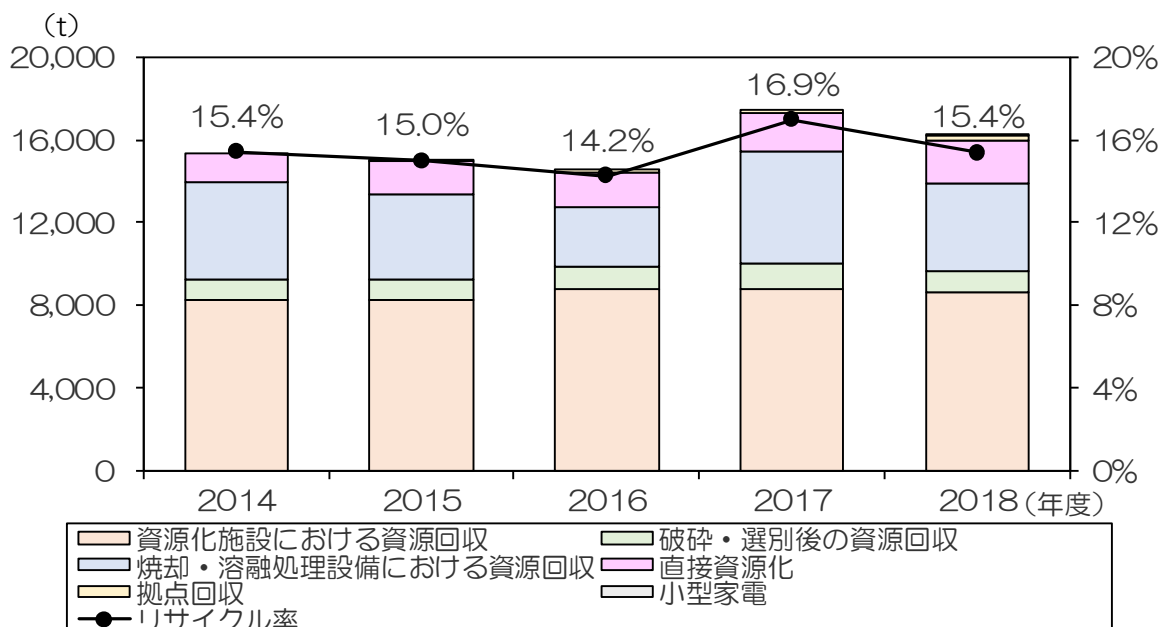
本市の 2018(平成 30)年度のごみ総排出量は 105,247 t であり、生活系ごみが 65,105t (61.9%)、事業系ごみが 40,142t (38.1%) となっています。ごみ総排出量は、2014(平成 26)年度から増加しながら推移しており、特に事業系ごみの増加が顕著で、生活系ごみも 2018(平成 30)年度は増加に転じています。



● 総資源化量の実績

2018(平成 30)年度の総資源化量は 16,182t であり、エコマール那覇における資源回収量が 8,639t、有害・危険ごみ、乾電池からの資源回収量が 81t、破碎・選別後の資源回収量が 894t、焼却・溶融処理設備における資源回収量が 4,241t、古紙の直接資源化量が 2,157t、拠点回収量が 166t、小型家電回収量が 4t となり、リサイクル率は 15.4% となっています。

総資源化量は、減少傾向から 2017(平成 29)年度に増加に転じましたが、2018(平成 30)年度は再び減少しました。



基本方針

総合計画では、環境に関するまちづくりの理念として「自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまちNAHA」を基本理念として掲げています。

この基本理念に基づいた本市のあるべき姿の実現に向けて、ごみ処理の基本方針を以下のように定めて施策を展開します。なお、前計画の目標達成が困難な状況となっているため、課題を整理し、対策を講じる必要があるため、次のとおり前計画の基本方針を見直します。

発生抑制の最優先と再使用の徹底を図るシステムの構築

資源循環型社会の実現のためには、生産・流通・消費・廃棄の各過程において廃棄物の管理を行うことが重要となります。そのために4R（リフューズ：発生抑制、リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の行動理念に基づいた発生・排出抑制と資源循環の徹底を図る施策を展開し、特に発生抑制の重要性を認識し最優先に考えることで、資源循環型社会の実現を目指します。

三者協働で実現する資源循環型都市づくりの推進

市民、事業者、行政の三者が、より密接な関係を築いた上で協働することにより、資源循環型都市の創造を目指します。

市民は、4Rの行動理念に基づいた環境配慮型の生活を通じ、ごみの減量化・資源化を積極的に推進します。事業者は、生産や流通等の事業活動を通じ、ごみの減量化や再資源化・環境負荷の少ない製品作りや販売に努めるとともに、使用後も積極的なごみの減量化・資源化に取り組みます。行政は、廃棄物削減・資源化に係る各種施策を展開する仕組みづくりを検討し、発生・排出の抑制、資源の分別回収の推進、環境配慮型ライフスタイル確立のための啓発・啓蒙活動等を推進します。

環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

総合計画において、「ごみを減らし、資源として再使用、再生利用するまちをつくる」を施策として掲げ、循環型社会形成の推進の取り組みとして、ごみの排出抑制・循環的利用を促進します。

廃棄物の収集・運搬や中間処理における環境負荷をできる限り抑制する施策の継続、及び中間処理段階での資源化・エネルギー化の徹底による最終処分量の減量化を継続します。

本計画の目標値

以下に挙げる3点の考え方を基本とし、ごみ減量化・資源化に係る施策を展開し、その効果を見込み、本計画の最終年度である2027(令和9)年度における目標値を設定します。

(1) 4Rの行動理念を基調とした三者協働によるごみの減量化及び資源化

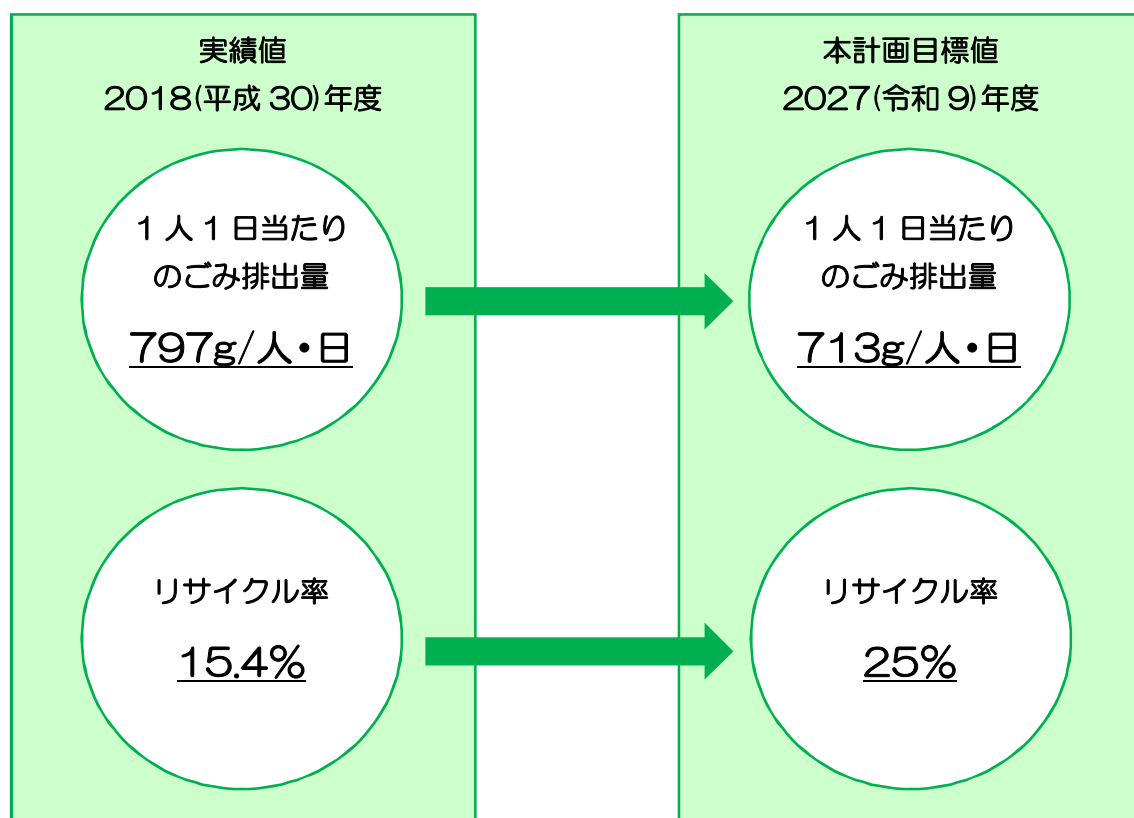
市民、事業者、行政が各々に応じたごみの減量化及び資源化の取組みを積極的に行うことで、発生・排出抑制につなげます。

(2) 国の法制度・施策による効果の見込み

国が策定した「プラスチック資源循環戦略」によるプラスチック製容器包装への規制強化、「食品ロス削減推進法」の施行に伴う食品ロス削減に取り組む体制整備により削減効果を見込み、発生・排出抑制につなげます。

(3) ごみ処理手数料の適正化

2018(平成30)年度の生活系ごみ量と有料化導入前の2001(平成13)年度とを比較すると、23.2%減量しており、有料化がごみ減量化・資源化の契機となったと考えられます。2019(令和元)年度に生活系ごみ処理手数料を改定しており、更なるごみ減量化・資源化を推進します。



ごみ処理基本計画

● ごみ減量に関する基本方針

市民・事業者・行政が一体となって「資源循環型社会」を構築するため、ごみを減らす4つの行動理念(4R)を意識し、ごみの発生・排出を減らすことを最も優先すべき取組とします。また、ごみ減量に向けた取組のうち、以下の4項目を重点施策とします。

- リフューズ、リデュースの啓発、環境整備
- 食品ロス削減の推進
- 雑がみの分別と資源化
- 生ごみの減量、排出抑制・資源化

● 分別区分の基本方針

製品を原料として再生利用するマテリアルリサイクルを前提として資源化物の分別収集を行うことで、焼却量を低減し、地域環境保全に貢献します。また、市民及び事業者の協力のもと、分別収集を徹底し、適正処理を推進します。

● 収集・運搬の基本方針

安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制の構築に努めます。また、ごみの出し方3原則の遵守と意識向上を図り、多様化する市民ニーズに対応できる体制の整備を検討していきます。

● 中間処理の基本方針

ごみ量の増減・ごみ質の変化等を想定し、ごみ処理施設を計画的に整備し、安定的に処理ができる体制を確保します。

また、破碎・選別処理設備による資源回収、焼却による熱エネルギーの回収・利用及び焼却残渣の資源化等の資源循環社会の形成にむけた処理システムの整備に取り組みます。

● 最終処分に関する基本方針

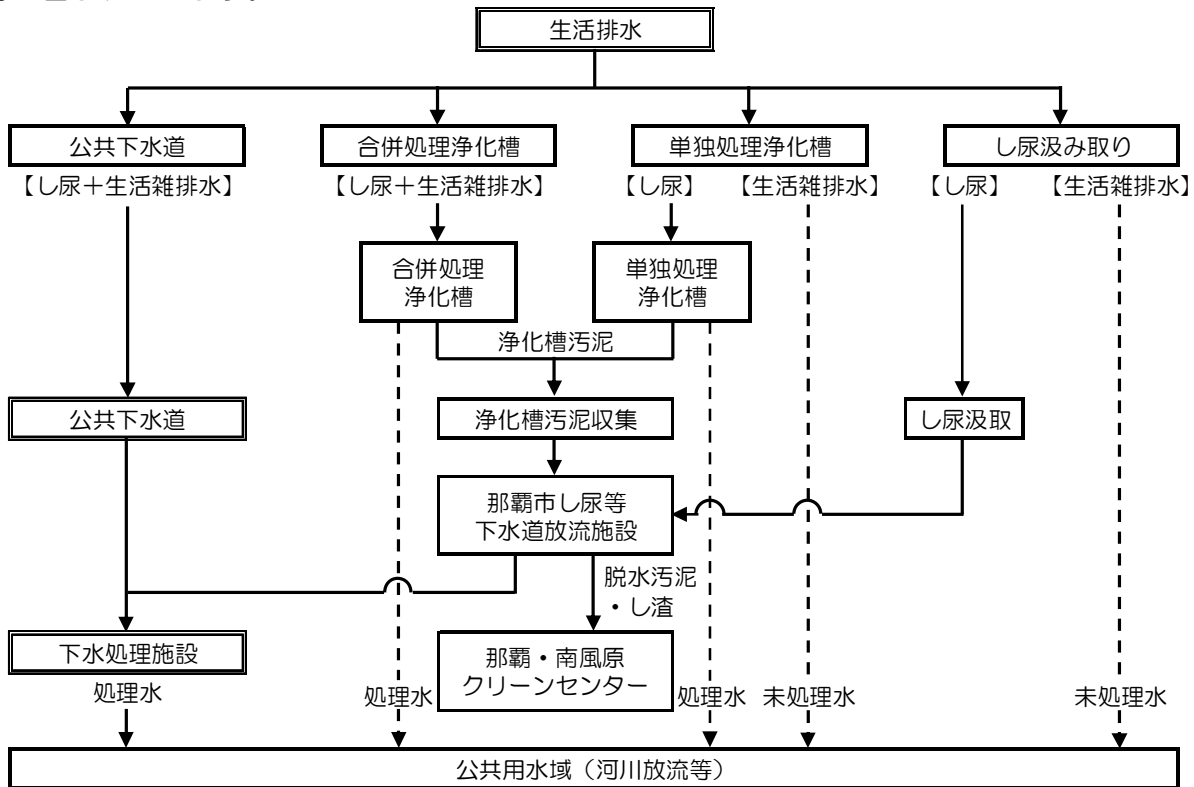
中間処理において資源回収を行い、埋立処分する最終処分量の減量化を継続し、最終処分場の延命化を図ります。

生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

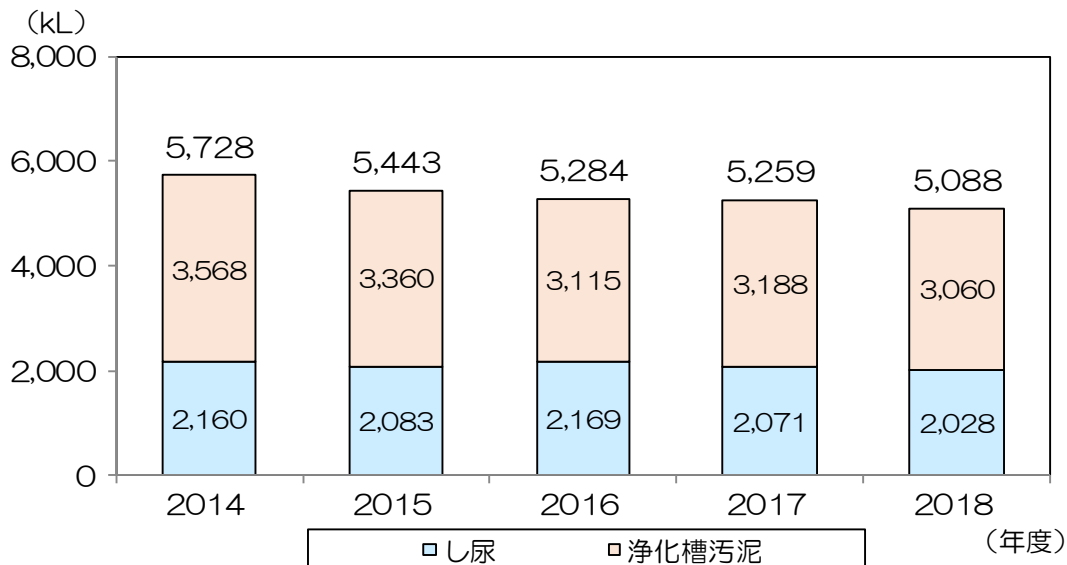
生活排水は、し尿と生活雑排水（し尿以外の台所・洗濯・風呂排水等）の2つに大きく区分されます。本市の2017(平成29)年度末時点で下水道認可面積整備率は89.3%、接続人口の割合は95.7%に達しており、ほとんどの生活排水を公共下水道で処理し、残りは浄化槽及びし尿の汲取りで処理しています。

なお、市域で排出されるし尿には、建設現場等に一定期間設置して使用する仮設トイレからのし尿等も含まれています。



● し尿・浄化槽汚泥の処理実績

市域のし尿及び浄化槽汚泥の処理実績は、人口減少や公共下水道整備の進捗により、減少傾向で推移しています。



基本方針

総合計画では、環境に関するまちづくりの理念として「自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまちNAHA」を基本理念として掲げています。

この基本理念に基づいた本市のあるべき姿の実現に向けて、生活排水の適正処理と水環境を維持していくための基本方針を以下のように定めます。

- し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進
- 那覇市し尿等下水道放流施設の適正管理及び長寿命化の推進
- 水質保全の意識啓発及び浄化槽の適正管理の推進

生活排水処理基本計画

● 生活排水対策

水環境の保全を考慮して、個々の区域に即した排水処理の施設の整備・設置を促進します。

- (1)公共下水道が整備されている区域において、未接続世帯に対しては接続を推進します。
- (2)公共下水道が整備されていない区域については、引き続き整備を促進し普及を図ります。
- (3)公共下水道の整備が困難な区域については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び合併処理浄化槽の新たな設置を促進します。

● 事業所排水対策

公共用水域の水質汚濁の原因となる汚水を排出している事業所については、水質汚濁防止法に基づき関係機関と連携を図り、指導していきます。

建設現場等で一時的に設置し使用される仮設トイレのし尿については、引き続き本計画における処理対象に含みます。

● し尿・浄化槽汚泥の処理計画

下水道整備により、し尿汲み取り世帯や浄化槽世帯は減少傾向にありますが、建築現場等の仮設トイレからは一定量継続的に排出されることが予想され、現行のし尿・浄化槽汚泥処理の体制を維持・継続します。

また、浄化槽の管理者に対し、浄化槽の清掃、保守点検及び法定検査の受検等、適正な維持管理について関係機関と連携して周知・啓発を図ります。

● 市民に対する環境保全に係る周知・啓発

し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯から排出される生活雑排水は、河川等の水質に影響を与えることから発生源における汚濁負荷の低減対策等について周知・啓発を図ります。